

月刊事務所通信

# マネジメント俱楽部

平成25年10月号 第175号



Oct  
10  
2013

## ～今月のメニュー～

- |      |  |   |
|------|--|---|
| ○特集  | 平成26年4月より印紙税がかかる<br>領収書は5万円からに         | 1 |
| ○経営  | 樂観的に構想する<br>稻盛和夫著～成功への情熱～より            | 2 |
| ○税務  | 「消費税14年4月8%決定」経済対策5兆円<br>税務通信・日本経済新聞より | 3 |
| ○その他 | 最低賃金制度の改正                              | 4 |
| ○通信欄 |  | 5 |

## ～納税のお知らせ～

- ◎ 11／30 固定資産税 3期分納付期限
- ◎ 11／30 9月決算法人の法人税等・消費税納付期限
- ◎ 11／30 3月決算法人の法人税等・消費税予定納税期限
- ◎ 11／30 所得税予定納税 2期分納付期限

## 特集

# 平成 26 年 4 月より 印紙税がかかる領収書は 5 万円からに

印紙税の改正が平成 26 年 4 月に施行されます。

主な改正内容は次のようになります。

## 1 『金銭又は有価証券の受取書』(領収書) の非課税範囲の拡大

「金銭又は有価証券の受取書」(領収書) について、現状では、記載金額が 3 万円未満のものが非課税（印紙を貼らなくてもよい領収書）でしたが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては5 万円未満まで印紙をはらなくても OKとなります。

5 万円以上からの印紙税の金額は現状通りとなります。

## 2 『不動産譲渡契約書』及び『建設工事請負契約書』の印紙税の軽減措置の延長及び拡充等

現在（平成 25 年 4 月以降）も印紙税の軽減措置が適用されていましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降作成される契約書は印紙税の軽減措置が拡充されます。

税額表

契約金額		軽減前の印紙税額	H26.3.31までの印紙税額	H26.4.1からの印紙税額
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10 万円超	100 万円超	400 円	400 円	200 円
50 万円以下	200 万円以下			
50 万円超	200 万円超	1,000 円	1,000 円	500 円
100 万円以下	300 万円以下			
100 万円超	300 万円超	2,000 円	2,000 円	1,000 円
500 万円以下	500 万円以下			
500 万円超	1,000 万円以下	10,000 円	10,000 円	5,000 円
1,000 万円超	5,000 万円以下	20,000 円	15,000 円	10,000 円
5,000 万円超	1 億円以下	60,000 円	45,000 円	30,000 円
1 億円超	5 億円以下	100,000 円	80,000 円	60,000 円
5 億円超	10 億円以下	200,000 円	180,000 円	160,000 円

印紙税の金額は、契約書や領収書の作成方法次第で変動する場合がありますので、作成方法でわからぬことなどがございましたら、当事務所までご連絡ください。

(担当 : 長澤)

# 楽観的に構想する

稻盛和夫著～成功への情熱～より

新製品や新技術の開発、そして新市場の開拓など、新しいことを進め、成功させていく人は、楽観的に構想できる人だろうと思います。

③ 楽観的に構想

新しいことに取り組むには、何としてもやり遂げたいという夢と情熱を持つことが、最も大切なことです。

超樂観的に目標設定をすることが必要なのです。

天は人間に無限の可能性を与えてくれているということを、まず信じるのです。  
「できるのだ」と繰り返し自分に言い聞かせ、自らを信じなければなりません。

① 悲観的に計画

しかし、いったん計画の段階に進んだら、今度は悲観的になる必要があります。  
慎重に構想を見つめ直さなければならないのです。

どのような問題が起こり得るのかを詳しく検討し、もしものときに備えてあらゆる対策を施しておくのです。

② 楽観的に実行

そして、この悲観的な要素に対する慎重な対策を練った上で、今度は樂観的に行動するのです。

実行段階でも悲観的に考えていたのでは、成功への果敢な行動などとれるはずがありません。

樂観から悲観へ、そしてまた樂観へと、このように頭を切り換えていくことが絶対に必要なことです。

(担当：橋本)

## 「消費税14年4月8%決定」経済対策5兆円

税務通信・日本経済新聞より

政府は10月1日の閣議で、2014年4月の消費税率8%への引き上げを決定した。

安倍晋三首相は記者会見で、増税に備えて企業向け減税に加え、5兆円規模の経済対策を策定すると表明。法人実効税率の引き下げは「真剣に検討を進めないといけない」と強調した。15年10月に予定されている消費税率の10%への引き上げは「経済状況を勘案して判断時期を含めて適切に決断する」と保留した。

消費増税の対応策の柱の一つは企業向け減税だ。先端設備を取り入れた企業への減税制度を新設し、賃金を上げた企業を税優遇する制度を拡充する。減税による企業の収益拡大を賃金上昇や雇用拡大につなげ、個人消費の活性化に波及させる狙いがある。

東日本大震災からの復興財源にあてる特別法人税は13年度末に1年前倒しで廃止を検討する。首相は「12月中に結論を得たい」と述べた。消費増税による景気の腰折れを避けるため、経済対策を裏付ける5兆円規模の今年度補正予算案を12月上旬に編成する。

## 消費増税に伴う対応策

今年度補正予算での経済対策 総額5兆円規模	
インフラの老朽化対策など公共投資	約2兆円
震災復興事業など	1.3兆円
恩恵計にも	低所得者に現金給付 3000億円 住宅購入者に現金給付 3100億円
復興特別法人税廃止分の補てん	9000億円
投資・雇用減税 総額1兆円	
設備投資を促す法人減税	7300億円
賃上げ促進税制の拡充	1600億円

消費税率を5%→8%に（負担増8兆円）

12月中に決定↓14年春以降順次  
↓13年度から順次

## 【家計への恩恵】

※市町村民税非課税者 2400万人に1万円を支給。  
老齢基礎年金（65歳以上）の受給者等に5000円を加算。

※住宅取得等に係る給付措置（給与収入約500万円以下の住宅購入者に10万円から30万円給付。被災地は標準的な負担増額を給付）

※車体課税の見直し

(担当：坂)

その他

## 最低賃金制度の改正

平成25年9月10日までに、各都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会により、平成25年度の地域別最低賃金の改定額が決められています。

改正については、各都道府県ごとに10月6日から11月上旬までに順次改定額が発行される予定となっており、発行日以降の賃金から改定額が適用されますので、改定額、改定時期とともにチェックすることが必要となります。

### 1、最低賃金制度とは？

最低賃金法に基づいて国が賃金の最低限度を定め、企業（使用者）は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度です。

例）最低賃金700円となっているが、使用者と労働者の合意の上650円と定めた場合

→法律では無効となります。よって最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。また、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金等）が定められています。

### 2、最低賃金の種類

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

#### ① 地域別最低賃金

産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者と、その使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつの全部で47件の最低賃金が定められています。

#### ② 特定（産業別）最低賃金

特定の産業について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で250件の最低賃金が定められています。

補足：①と②が同時に適用される場合は、使用者は高いほうの賃金額以上を支払わなければなりません。

### 3、平成25年の最低賃金額

都道府県名	最低賃金額	発行年月日
山形県	665円	平成25年10月24日
福島県	675円	平成25年10月 6日
東京	869円	平成25年10月19日
全国平均	764円	

(担当：梅津)

# 通 信 欄

## 広告掲載の御案内

本誌では、広告掲載企業・団体を募集しております。本誌は西置賜を中心に約300社に配布されております。御社の事業活動または商品PRに、是非ご活用下さい。  
(写真なしで500円、写真ありで1,000円です。)

**寿し処 かね善**

ぜん

山形県長井市新町  
TEL 0238(84)1165

ご案内図

山形の地場産品を

# 世界に販売!!

兼 続 本 鎮

MADE IN YAMAGATA

商品の出品条件

山形県内で製造された製品、もしくは加工された商品に限りません。仕入商品については対象外とさせて頂きます。

初期費用

0円 最大5品まで  
出品可能

※5品以上は出品料が別途かかります。

Sanno

株式会社 サンノー企画印刷

サンノー・インタラクティブ

世界有数のショッピングサイト  
[amazon.co.jp](http://amazon.co.jp)

で自社商品を販売しませんか?

**入学金0円**

月額 **3,500円~** で資格が取れます!

働いている方も、夜間・土日を利用して資格取得できます!

転職のために 転職のために

スキルアップのために 社内研修のために

**大注目**

- \* 医療事務・医療コンピュータ講座
- \* 歯科助手コース
- \* 行政書士コース

競争があるので就職後の安心!!  
力がわかりやすく指導!!

**無理なく高卒資格  
マインで解決!!**

不登校 友達とうまくいかない  
高校卒業資格がないと  
就職や進学もできません!

進学ができない  
高校卒業資格がないと  
就職や進学もできません!

中退

**Let's レッスンスカademie** Let's Computer Academy

**Let's レッスンピュータ講** MINE Advanced school

**マイン高等学院**

TEL 0120-85-5126 山形市幸町6-1 レッスン学院ビル  
<http://e-dcs.jp>

《発行》

長井税理士法人  
株式会社 トップマネジメント

〒993-0013  
山形県長井市館町南10番57号  
TEL 0238-88-9159  
FAX 0238-88-9174  
—編集：事務所通信係—  
(平成25年10月25日発行)